

令和 6 年

桑折町農業委員会会議録

第 1 0 回総会

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和6年10月15日 午後2時49分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐 藤 孝	2 高 橋 貢
3 寺 島 智 史	4 佐 藤 親
5 大 泉 忠 志 (欠)	6 山 家 修
7 菅 野 昭 一	8 蓬 田 浩 幸
9 浅 野 国 英	10 佐 藤 徳 雄

農地利用最適化推進委員

万正寺・平沢地区 佐 藤 正 幸

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員1名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第29号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 鈴 木 清 志

係 長 佐 藤 剛 史

主任主査 後 藤 尚 子
主 査 小野地 俊 介
農業振興調整官 荒 川 光 弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただいまから令和6年第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

6番 山家 修 委員

7番 菅野 昭一 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第26号、農地法第3条許可申請 整理番号1、2を朗読後、説明】

今回の案件は、2件とも所有権移転となります。整理番号1は贈与、整理番号2は売買です。

整理番号1は、同一世帯内の兄弟での生前贈与、整理番号2は町内農業者への譲渡ということで、耕作者の変更があっても周辺農業への影響はほとんど考えられません。

以上のことから、別紙調査書のとおり３条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第２６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第２６号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第３、議案第２７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第２７号、農地法第５条許可申請 整理番号３を朗読後、説明】

当該農地は、市街化調整区域にある農振農用地となります。現在耕作はされておられません。

現在、産ヶ沢川で河川改修工事が進められておりますが、工事施工箇所が増え、工事用車両が出入りする道路の範囲も伸びたため、今年８月の一時転用申請箇所に追加して、道路の幅員拡大を申請したいという内容となっております。

土盛りして幅員拡張をし、工事後は撤去する予定ということで、転用したとしても、周辺の農地への影響はないものと考えられます。

以上のことから、今回の転用申請を許可することはやむを得ないと考えます。

なお、万正寺地区担当の佐藤正幸推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております。

会 長 ありがとうございます。ただいまの説明に関連して、万正寺地区担当の 佐藤正幸 推進委員、補足説明があればお願いします。

佐藤推進委員 ございません。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第 2 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第 2 7 号は、原案のとおり決定いたしました。
つづきまして、総会日程第 4、議案第 2 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第 2 8 号、農地法第 5 条計画変更申請 整理番号 4、5 を朗読後、説明】**
整理番号 4 及び 5 については、令和 5 年 1 月と 3 月の農業委員会総会において、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用（一時）の許可を受けた後、佐久間川改修工事の資材置場として利用していましたが、当初受注した工区の隣の工区も受注したことに伴い、引き続き資材置場として使用したいということで、農地転用許可期間の延長の申請を行うものです。
転用許可期間の終期を、令和 6 年 1 0 月 3 1 日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日に延長したいという内容になっております。

本申請については、既に一時転用許可を出している農地についての転用許可期間の延長という申請であり、新たに転用を行うということではないことから、許可することはやむを得ないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第２８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第２８号は、原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、総会日程第５、議案第２９号「旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第２９号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号６、７を朗読後、説明】

整理番号６及び７については、所有権移転となります。いずれも譲受人が耕作する農地の隣接地であり、農地の集約化を図られる内容となっております。

以上２件の所有権移転については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。議案第２９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第２９号は、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、第１０回総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和６年第１０回総会を閉会いたします。

閉 会（午後３時００分）

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人